という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号補足第20改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車幅灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

15～17　（略）

（前部上側端灯）

第三十三条　（略）

2～9　（略）

10　次に掲げる自動車については、細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二4・15・2・及び4・15・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二4・15・2・及び4・15・7・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

11　（略）

（昼間走行灯）

第三十三条の二　次に掲げる自動車については、細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二4・28・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二4・28・2・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは、「同規則改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年八月三十一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

2～4　（略）

の項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号補足第20改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

15～17　（略）

（前部上側端灯）

第三十三条　（略）

2～9　（略）

10　保安基準第三十四条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二4・15・2・及び4・15・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二4・15・2・及び4・15・7・の規定に適合するものであればよい。

11　（略）

（昼間走行灯）

第三十三条の二　保安基準第三十四条の三が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二4・28・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二4・28・2・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と読み替えることができる。

（新設）

（新設）

2～4　（略）